

司法書士による

空き家・空き地問題

相談会

もう空き家は放置できません！

司法書士があなたの空き家対策をサポートします。

- 実家が空き家になって困っている。
- 家を継ぐ者がいない場合、どうなるのか。
- 空き家を放置すると固定資産税は上がるのか。
- 相続した空き家・空き地の利活用は可能か。
- 近隣の荒れ地への対応はどうすればよいか。

等

2025/ 9 / 23 火・祝 (秋分の日)

10:00～16:00

相談は無料です

秘密は守ります

電話相談

0120-448-788

面談相談

長野市生涯学習センター (TOiGO WEST)

3階 第5・第6学習室 (長野市大字鶴賀問御所町1271番地3)

事前予約優先です 予約電話番号 026-232-7492

- ◆ 予約なしでも相談をお受けしますが、予約状況によっては相談をお受けできない場合がございます。
- ◆ 申請書の作成や書類のチェックをお受けすることはできません。

司法書士は、法務局への不動産・商業法人登記の申請や供託手続の代理、裁判所提出書類の作成等を行い、これらの事務に関する相談に応じます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事紛争について、簡易裁判所における訴訟、調停等の代理や裁判外和解の代理等を行い、これらに関する法律相談に応じることができます。

長野県司法書士会

〒380-0872 長野市妻科399番地

TEL 026-232-7492 <https://www.na-shiho.or.jp/>